

大磯町印鑑条例の一部を改正する条例

大磯町印鑑条例（昭和 51 年大磯町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）
- 第 11 条第 2 項第 2 号中「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

大磯町長 池田 東一郎